

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて使用する同法第三十九条第一項の規定によつて、農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定によつて公告する。

令和六年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目		面積（㎡）	
東広島市高屋町宮領四六三番一		田		九九五	

二 農地を利用する権利の内容等

利用権	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
		令和七年四月一日	八年九か月	四四、七七五

三 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに広島法務局東広島支局に補償金を供託する。